

# みらい1分ニュースレター

2010/2/22 第29号

毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

非居住者企業の税務上の取扱いについては国税庁にも度々質問が寄せられ、今回、解説のような具体的な回答が提示されています。

源泉徴収者の義務についても、ご確認ください。



### テーマ

## 非居住者企業関連問題 に対する 国税局の質疑応答 その1-非居住者企業に報酬などを支払う場合

### ←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年6月24日
- ✓ 定 義： 非居住者企業とは、外国(地域)の法律に基づき設立されているもののうち、下記の企業を指す。
  - A. 外国(地域)の法律に基づき設立されているものの、中国国内に  
関連機構があり、一方で管理機構は外国にある企業
  - B. 中国国内に管理機構及び関連機構を設置していないが、中国からの  
所得を得ている企業

### ←解 説

#### ① [中国での税務登記が必要な非居住者企業]

工事の請負・役務の提供などを行う非居住者企業は、契約後30日以内に、当該工事の請負・役務の提供地の管轄税務署で税務登記をしなければなりません。一方、当該サービスを楽しむ源泉徴収義務者も、源泉徴収義務が発生してから30日以内に所在地の管轄税務署で源泉徴収に係る登記手続きをしなければなりません。源泉徴収義務者側の管轄税務署は、「税務証明書」を発行します。

#### ② [非居住者企業に報酬を支払う場合]

非居住者企業に3万ドルを超える金額を支払う場合には、源泉徴収義務者は、管轄税務署から「税務証明書」を取得し、外貨支払銀行で支払手続きをする際に当該「税務証明書」を提示します。ただし、関連企業間の立替費用については「税務証明書」は不要となります。

#### ③ [源泉徴収する際の税率(源泉徴収率)について、優遇税率の適用]

源泉徴収においては、租税条約で規定する優遇税率を適用することができます。優遇税率を適用する場合には、非居住者企業である納税者、納税者の代理人もしくは源泉徴収義務者のいずれかが(原則は納税者)、租税条約に関する届出書(「審査・許可申請書」)等の書類を税務署に事前に提出し、許可を得なければなりません。

#### ④ [源泉徴収を怠った場合の罰則]

源泉徴収義務者が、源泉徴収をせずに非居住者企業に報酬等を支払った場合には、源泉義務不履行の罰則が適用されます。源泉徴収すべき税額に加え、罰金として0.5~3倍の加算税が課せられる場合があります。

執筆： 潘 妹蓉 (pan shu rong)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)  
◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010  
◇〔名古屋事務所〕愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

